労働者確保に要する間接費の契約変更についての運用基準等(新旧対照表)

改定前

労働者確保に要する間接費の契約変更についての運用基準

【略】

1~7 【略】 8 実績変更対象費の割合

共通仮設費及び現場管理費に占める実績変更対象費の割合は次のとおりとする。

改定後

労働者確保に要する間接費の契約変更についての運用基準

(1) 当初発注時点において、「県営建設工事(農業農村整備事業関係)における間接工事費の補正について」 (平成26年2月13日付け農計第718号)による共通仮設費率及び現場管理費率の補正を考慮し、かつ、 令和4年10月1日以降適用の積算基準を適用している工事

共通仮設費及び現場管理費に占める実績変更対象費の割合は次のとおりとする。

費目工種区分	共通仮設費(率分)に占める実績変更対 象費(労働者送迎費、宿泊費、借上費) の割合	現場管理費に占める実績変更対象費 (募 集及び解散に要する費用、賃金以外の食 事、通勤等に要する費用) の割合
ほ場整備工事	6.07 %	1.38 %
農用地造成工事	4.49 %	2.04 %
舗装工事	11. 25 %	1.31 %
道路改良工事	12. 82 %	1.58 %
水路トンネル工事	8.70 %	1.99 %
水路工事	8.19 %	1.44 %
排水路工事	9.37 %	2.04 %
河川工事	9.19 %	1.28 %
管水路工事	8.27 %	1.65 %
管更生工事	18. 33 %	2.08 %
畑かん施設工事	7.35 %	0.84 %
海岸工事	12. 63 %	1.21 %
コンクリート補修工事	6.98 %	2. 55 %
ため池工事	4.10 %	0.93 %
その他土木工事 (1)	11.53 %	1.79 %
その他土木工事 (2)	9.40 %	2.62 %
フィルダム工事	8.93 %	2.96 %
コンクリートダム工事	12. 67 %	2.43 %

(1) 当初発注時点において、「県営建設工事(農業農村整備事業関係)における間接工事費の補正について」 (平成26年2月13日付け農計第718号)による共通仮設費率及び現場管理費率の補正を考慮し、かつ、 会和4年10月1日以降適用の積算基準を適用している工事

令和4年10月1日以降週用の槓昇基準を週用している工事			
費目	共通仮設費(率分)に占める実績変更対	現場管理費に占める実績変更対象費(募	
	象費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)	集及び解散に要する費用、賃金以外の食	
工種区分	の割合	事、通勤等に要する費用)の割合	
ほ場整備工事	6.07 %	<u>1.37</u> %	
農用地造成工事	4.49 %	<u>2. 01</u> %	
舗装工事	11. 25 %	<u>1. 27</u> %	
道路改良工事	12. 82 %	<u>1. 52</u> %	
水路トンネル工事	8.70 %	<u>1. 92</u> %	
水路工事	8. 19 %	1.44 %	
排水路工事	9.37 %	<u>2. 02</u> %	
河川工事	9.19 %	<u>1. 24</u> %	
管水路工事	8. 27 %	<u>1. 63</u> %	
管更生工事	18. 33 %	<u>2. 02</u> %	
畑かん施設工事	7.35 %	<u>0. 83</u> %	
海岸工事	12. 63 %	<u>1. 19</u> %	
コンクリート補修工事	6.98 %	<u>2. 52</u> %	
ため池工事	4.10 %	<u>0. 92</u> %	
その他土木工事 (1)	11.53 %	<u>1. 77</u> %	
その他土木工事 (2)	9.40 %	<u>2. 59</u> %	
フィルダム工事	8.93 %	<u>2. 86</u> %	
コンクリートダム工事	12. 67 %	<u>2. 30</u> %	

- 9 契約変更の時期 【略】
- 10 注意事項 【略】

【略】

1~7 【略】

8 実績変更対象費の割合

- 9 契約変更の時期 【略】
- 10 注意事項 【略】

労働者確保に要する間接費の契約変更についての運用基準等(新旧対照表)

改定前	改定後
付則	付 則
1 この運用基準は、平成24年12月28日から施行する。	付 則 1 この運用基準は、平成24年12月28日から施行する。
1 この雇用基準は、十成 24 平 12 月 26 日から爬行りる。 付 則	1 この連用基準は、千成 24 年 12 月 26 日から施行 9 る。
1 この運用基準は、平成25年11月21日から施行する。	1 この運用基準は、平成25年11月21日から施行する。
付則	付則
1 この運用基準は、平成26年2月20日から施行する。	1 この運用基準は、平成26年2月20日から施行する。
付則	付則
1 この運用基準は、平成27年8月1日から施行する。	1 この運用基準は、平成27年8月1日から施行する。
付 則	付 則
1 この運用基準は、令和5年4月1日から施行する。	1 この運用基準は、令和5年4月1日から施行する。
	付 則
	1 この運用基準は、令和6年10月1日から施行する。